

一般社団法人北海道アメリカンフットボール協会定款

第 1 章 総 則

【名 称】

第 1 条 当法人は、一般社団法人北海道アメリカンフットボール協会と称する。

【事 務 所】

第 2 条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

【目 的】

第 3 条 当法人は、北海道地区におけるアメリカンフットボール界を統括するとともに、その健全な発達と普及振興を図り、北海道のスポーツ振興ならびに向上に資することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. アメリカンフットボールの普及発展に関する企画及び指導
2. アメリカンフットボールの技術向上に関する企画及び指導
3. 北海道のアメリカンフットボール大会に関する主催または後援
4. アメリカンフットボール競技者の安全対策
5. アメリカンフットボール競技場の設置及び運営
6. アメリカンフットボールの審判員並びに指導者の育成
7. アメリカンフットボールに関する情報の発信
8. 前各号に附帯する一切の事業

第 3 章 社 員 等

【法人の構成員等】

第 5 条 当法人の会員は、次の 2 種とする。

(1) 社員会員 北海道地区におけるアメリカンフットボールの競技団体（複数のアメリカンフットボールのチームが加盟し、加盟チーム相互の試合を定期的に主催する団体をいう。以下同じ。）の代表者であって、次条の規定により当法人の社員となった者

(2) 一般会員 当法人の事業に賛同して入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち、第 1 号の社員会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

3 当法人の一般会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを

し、代表理事の承認を受けなければならない。

- 4 前項のほか一般会員に関する事項については、理事会が別に定める会員規程によることとする。

【会員の資格の取得】

第6条 当法人の社員会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、競技団体の代表者の数が別表に定める加盟チーム数に応じた定数を超えるときは、当該超過分の申し込みは無効とする。

- 3 当法人の一般会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

- 4 前項のほか一般会員に関わる事項については、理事会が別に定める会員規程によることができる。

【経費の負担】

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員会員になった時及び毎年、社員会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 一般会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

【任意退会】

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除名】

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【会員資格の喪失】

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

【構成】

第11条 社員総会は、すべての社員会員をもって構成する。

【権 限】

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開 催】

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

【招 集】

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、社員会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総社員会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

【議 長】

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員会員の中から議長を選出する。

【議 決 権】

第16条 社員総会における議決権は、社員会員1名につき1個とする。

【決 議】

第17条 社員総会の決議は、総社員会員の議決権の過半数を有する社員会員が出席し、出席した当該社員会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【代理】

第18条 社員総会に出席できない社員会員は、他の社員会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

【決議の省略】

第19条 理事又は社員会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

【報告の省略】

第20条 理事が社員会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

【議事録】

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した社員会員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

【役員の設定】

第22条 当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 5名以上8名以内
(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を一般社団・財団法人上の代表理事とする。
3 前項の代表理事をもって、会長とする。
4 会長が必要と認めた場合、専務または常務理事を置くことができる。
5 会長以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人上の業務執行理事とする。

【役員を選任】

- 第23条 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 監事は、当法人の事務に見識を有する者から社員総会の決議によって選任する。
 - 3 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

【理事の職務及び権限】

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事又は常務理事は、会長を補佐してその業務を分掌する。
 - 3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員任期】

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了とする事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

- 第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【報酬等】

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【名誉会長及び顧問】

- 第29条 当法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。
- 4 名誉会長及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理 事 会

【構 成】

- 第30条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権 限】

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

【招集及び開催】

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

【決 議】

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

【議 事 録】

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 基 金

【基金の拠出】

- 第34条の2 当法人は、基金の拠出を求めることができる。
- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
 - 3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

【事業年度】

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第36条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 諸般の事情により、毎事業年度の開始の日の前日までに当該開始事業年度の収支予算書が社員総会の承認を得られない場合には、経常的経費について、当該開始事業年度の収支予算書が承認されるまで、前事業年度の収支予算書を当該開始事業年度の暫定予算書とすることができる。

【事業報告及び決算】

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監事報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

【剰余金の分配の禁止】

第38条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 委 員 会

【委員会】

第39条 当法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第 10 章 事 務 局

【事務局】

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

- 第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

【解 散】

- 第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】

- 第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定法等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 1 2 章 公 告 の 方 法

【公告の方法】

- 第44条 当法人の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載してする。

第 1 3 章 附 則

【最初の事業年度】

- 第45条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

【設立時社員の氏名又は名称及び住所】

- 第46条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

- ① 札幌市中央区南5条西24丁目1番25-902号 吉田 肇
- ② 札幌市中央区南6条西22丁目3番60号 高橋 清一
- ③ 札幌市中央区宮の森3条3丁目4番5-208号 広川 英人
- ④ 札幌市東区北30条東13丁目3番5-302号 松浦 正佳
- ⑤ 札幌市白石区南郷通6丁目北4丁目13番101号 大橋 真吾
- ⑥ 札幌市北区北7条西10丁目1番1-1416号 中村 勝之

- | | |
|----------------------|-------|
| ⑦ 恵庭市恵み野北3丁目8番12号 | 佐藤 彰彦 |
| ⑧ 石狩市花川南9条3丁目73番地 | 早川 克典 |
| ⑨ 札幌市西区宮の沢4条4丁目9番15号 | 庄司 大志 |

【設立時の役員等】

第47条 当法人の設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 設立時代表理事 | 吉田 肇 |
| ② 設立時理事 | 岡本 覚 |
| ③ 設立時理事 | 里見 佑三 |
| ④ 設立時理事 | 早川 克典 |
| ⑤ 設立時理事 | 佐藤 彰彦 |
| ⑥ 設立時理事 | 庄司 大志 |
| ⑦ 設立時理事 | 幸村 益利 |
| ⑧ 設立時監事 | 弓立 恵亮 |

【定款に定めがない事項】

第48条 本定款に定めがない事項は、すべて一般社団・財団法、その他の法令の定めるところによる。

別表（第6条第2項関係）

チーム数	代表者数
～2	1
3～4	2
5～6	3
7～8	4
9～10	5
11～12	6
13～14	7

以上、一般社団法人北海道アメリカンフットボール協会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である蛭田清樹郎は、電磁的記録を以て本定款を作成し、電子署名する。

平成28年4月1日

- | | | |
|---------------------------|-------|-------|
| ①札幌市市中央区南5条西24丁目1番25-902号 | 設立時社員 | 吉田 肇 |
| ②札幌市中央区南6条西22丁目3番60号 | 設立時社員 | 高橋 清一 |
| ③札幌市中央区宮の森3条3丁目4番5-208号 | 設立時社員 | 広川 英人 |
| ④札幌市東区北30条東13丁目3番5-302号 | 設立時社員 | 松浦 正佳 |
| ⑤札幌市白石区南郷通6丁目北4丁目13番101号 | 設立時社員 | 大橋 真吾 |

⑥札幌市北区北7条西10丁目1番1-1416号	設立時社員	中村	勝之
⑦恵庭市恵み野北3丁目8番12号	設立時社員	佐藤	彰彦
⑧石狩市花川南9条3丁目73番地	設立時社員	早川	克典
⑨札幌市西区宮の沢4条4丁目9番15号	設立時社員	庄司	大志

改正附則

この定款は、平成29年4月9日から施行する。